

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月

申立期間①について、妻が夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してくれたと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②は、国民年金の定額保険料は納付済みとされているが、付加保険料も妻が併せて納付してくれたと思うので、付加保険料のみ納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、昭和 52 年 1 月から申立期間②の前月の 53 年 3 月までの期間において、定額保険料と併せて付加保険料を納付していることが確認できることから、その直後である申立期間②において、定額保険料を納付しながら、付加保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料とともに納付してくれたと思うとしており、申立人の妻は、申立期間②を含む昭和 52 年 1 月から 56 年 6 月までの期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 3 月 19 日に払い出された記録になっており、この時点では、申立期間①のうち 47 年 12 月から 49 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、

申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間については、遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の妻は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしており、保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①について、妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれたと思うとしているが、その妻は、オンライン記録によれば、申立期間①について未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年7月から同年12月まで  
② 昭和56年7月から同年9月まで

申立期間①について、昭和50年4月に会社を退職し結婚した後、親戚が経営する事業所で夫婦一緒に働き始め、国民年金の加入手続はその事業所の社長がしてくれ、保険料は夫婦の分を納付してくれた。

申立期間②について、昭和54年4月頃から、自営で仕事を始め、国民年金保険料は毎月夫婦の分を私が銀行で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年4月に会社を退職し結婚した後、親戚が経営する事業所で夫婦一緒に働き始め、国民年金の加入手続はその事業所の社長がしてくれ、保険料を夫婦一緒に納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は保険料納付が可能な期間であり、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間が無く、保険料を前納するなど国民年金保険料の納付意識は高いと考えられる上、事業所の社長が申立人と一緒に保険料を納付してくれたとするその夫は申立期間①の保険料を納付している。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和54年4月頃から、自営で仕事を始め、国民年金保険料は、申立人が毎月夫婦の分を銀行で納付していたと申し立てしているところ、一緒に保険料を納付したとするその夫は

申立期間②の保険料を納付している上、申立人が3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から57年3月まで

私は勤めていた会社を昭和56年8月に退職後、57年頃に実家のあるA町（現在は、B市）に戻った。当時国民年金保険料の集金をしていたC店のご主人に国民年金の加入を強く勧められたことから、後日A町役場（現在は、D支所）に行き、国民年金に加入した。前もってC店のご主人から、保険料は役場に行かないと納付できないことを聞いていたので、父親からお金をもらい、加入手続の際に、保険料数か月分を遡ってまとめて同町役場で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月に会社を退職後、57年頃に実家のあるA町に戻った際に、当時国民年金保険料の集金業務をしていたC店のご主人に国民年金の加入を強く勧められたことから、後日A町役場に行き、国民年金の加入手続をし、保険料数か月分を遡ってまとめて同町役場で納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間が無く、種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私は、平成3年7月頃にA市役所で国民年金に加入し、保険料は母が納付してくれた。年金事務所で、手続き時に2年6月まで遡って加入した記録があると言われ、年金手帳にも2年6月1日まで遡って加入した記録がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月頃にA市役所で国民年金に2年6月まで遡って加入し、保険料はその母が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、3年8月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間は遡って納付が可能な期間である。

また、申立人は申立期間以後国民年金保険料の未納は無く、国民年金から厚生年金保険への切替手続きも適切に行っており、保険料の前納期間もあることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその母の申立期間の保険料は納付になっており、申立人及びその母が10か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月  
② 平成 2 年 5 月から同年 12 月まで

私の国民年金については、私が短期大学在学時に昭和 63 年 2 月頃、私の父が A 市役所で加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 2 月頃 A 市役所でその父が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料もその父が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 3 月頃に払い出されたものと推認され、そのことからすると申立期間①は保険料納付が可能な期間である上、その父が加入手続した直後の 1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間②は、オンライン記録から、平成 7 年 6 月 1 日の記録追加訂正により生じた未納期間であり、それ以前においては、申立期間②を含む昭和 63 年 3 月から平成 10 年 5 月までの期間は一連の未加入期間だったと考えられる上、123 か月間もの長期間にわたって行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。弟が20歳になった昭和63年\*月頃に市役所の方が来て国民年金制度の説明をされ、国民年金に加入することは義務であることを知った。私の父が国民年金の加入手続きを行い、私が遡れるだけ遡った国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その父が国民年金の加入手続きを行い、申立人自身が遡れる分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和62年7月から同年12月までは過年度納付により保険料を納付することができた期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の平成2年4月10日に昭和63年1月から平成元年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、国民年金の加入手続きを行った時点で、申立期間のうち昭和62年7月から同年12月までの保険料を過年度納付により納付した可能性は否定できない上、申立人は、申立期間以降に未納は無く、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和61年4月から62年6月までの期間については、

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、上記のとおり平成元年8月頃と推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和62年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から48年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、20歳になった昭和45年\*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付した。申立期間②について、申立期間①と同様にA市役所で保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年10月頃に払い出されたと推認され、このことから申立期間②は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和45年\*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和48年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①

のうち 45 年 5 月から 46 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付できず、同年 7 月から 48 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間について、私は、昭和 54 年 8 月末に会社を退職し、A 市役所において国民年金の加入手続を行うとともに付加年金の加入の申出も行った。その後は、A 市役所において国民年金保険料と付加保険料を納付した。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続を行うとともに付加年金の加入の申出も行い、その後は、A 市役所において付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 54 年 10 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は納付できる期間である。

また、申立人の申立期間直前の付加保険料を含む国民年金保険料は納付済みであり、申立期間以後は未納が無く、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月及び同年 3 月

私は、平成 15 年 2 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、A 地の B 町役場で国民年金の加入手続をし、後日、納付書が届いたので C 市の実家に送付し、申立期間の国民年金保険料は、両親が納付した。15 年 4 月の保険料は再就職先が決まっていたので、自分が納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 2 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、A 地の B 町役場で国民年金の加入手続をし、後日、納付書が届いたので、C 市の実家に送付し、申立期間の国民年金保険料は、その両親が納付したとしている。これについて、申立人が所持するその父の平成 15 年分の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の「社会保険料控除」欄には、申立人の国民年金保険料として、2 万 6,600 円が記載されていることが確認でき、この金額は、申立期間の国民年金保険料（1 万 3,300 円×2 月）と一致する。

また、前述の申告書によると、申立人の国民年金保険料は 2 か月分の金額が、その姉については 1 年分の金額が記載されているが、これについて、申立人及びその父は、申立人については、申立期間の保険料は父が納付し、15 年 4 月分の保険料は再就職先が決まっていたので収入のある申立人が納付すべきであるとの考え方から申立人自身が納付したものであるとして

いる一方で、その姉については、当時学生であり収入が無いので、父が1年分を納付したとしているところ、その姉の当該期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立人が、2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成19年7月から20年3月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月から20年9月まで

A所に勤務した期間のうち、日本年金機構の標準報酬月額記録と給料明細書における報酬月額及び保険料控除額とが異なっている。申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することが必要と認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の記録から、平成19年7月から20年3月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は、「月額変更届の報酬月額の記入を誤った。」としていることから、事業主は、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該



報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は昭和34年4月1日、資格喪失日は同年9月11日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

また、申立人の株式会社Cにおける資格取得日は昭和34年9月24日、資格喪失日は36年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和34年9月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年5月までは8,000円、同年6月から同年11月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年4月1日から同年9月11日まで  
② 昭和34年9月24日から36年12月1日まで

株式会社Cに勤務し、退職した際に脱退手当金をもらったことは記憶しているが、同じ厚生年金保険手帳記号番号で管理されているもう一つの会社について、どうしても会社名が思い出せなかったため、年金事務所では自分の厚生年金保険の記録として認めてもらえなかった。

思い出せない会社について記憶していることは、D製品関係の会社だったということくらいだ。

申立期間①及び②を自分の厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、正確な事業所名までは記憶に無いものの、D製品関係の会社に勤務していたこと及び勤務先への詳細な道のりを覚えていたことから判断すると、申立人の申述内容には信憑性<sup>びよう</sup>があり、申立期間①に勤務していた事業所は、A株式会社B工場であったと推認される。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、旧姓の申立人と同姓同名で生年月日が同一の、基礎年金番号に未統合となっている記録（資格取得日は昭和34年4月1日、資格喪失日は同年9月11日）が確認できる。

さらに、当該未統合の記録については、当初、A株式会社B工場の記録を管理していた厚生年金保険手帳記号番号（\*）と、株式会社Cの記録を管理していた厚生年金保険手帳記号番号（\*）は別番号であり、それらは、株式会社Cにおける被保険者期間中に一つの番号（\*）に統合（昭和34年10月5日）されていることが、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の申述内容等から、申立期間当時において、A株式会社B工場と、株式会社Cに勤務していたことが推認できることから、A株式会社B工場に係る同被保険者名簿に記載された申立人と同姓同名の者の記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和34年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年9月11日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の具体的な申述内容から、申立人は当該期間において株式会社Cに勤務していたと推認できる。

また、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、旧姓の申立人と同姓同名で生年月日が同一の、基礎年金番号に未統合となっている記録（資格取得日は昭和34年9月24日、資格喪失日は36年12月1日）が確認できる。

さらに、上述のとおり、当該未統合の記録については、当初、A株式会社B工場の記録を管理していた厚生年金保険手帳記号番号（\*）と、株式会社Cの記録を管理していた厚生年金保険手帳記号番号（\*）は別番号であり、それらは、株式会社Cにおける被保険者期間中に一つの番号（\*）に統合（昭和34年10月5日）されていることが、両事業所に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の申述内容から、申立期間当時において、A株式会社B工場と株式会社Cに勤務していたことが推認できることから、株式会社Cに係る同被保険者名簿に記載された申立人と同姓同名の者の記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和34年9月24日に被保険者資格を取得した旨の届出及び36年12月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、当該期間のうち、昭和34年9月から35年9月までの期間は7,000円、同年10月から36年5月までの期間は8,000円、同年6月から同年11月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、脱退手当金支給済期間である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成元年12月26日から2年3月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を元年12月26日に、資格喪失日に係る記録を2年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成4年8月及び同年9月は47万円、同年10月から5年12月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る訂正後の標準報酬月額の記録について、当該期間のうち、平成4年8月及び同年9月は50万円、5年3月は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成6年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 26 日から 2 年 10 月 1 日まで  
② 平成 3 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 平成 4 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 1 月 26 日まで  
⑤ 平成 6 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで

厚生労働省の記録では、株式会社Aにおける資格取得日が平成 2 年 10 月 1 日となっているが、実際は昭和 58 年頃から勤務し、申立期間①については給与明細から保険料の控除が確認できるので、被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び③については、厚生労働省に記録されている標準報酬月額よりも高い報酬月額に対しての保険料控除が確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間④については、標準報酬月額が遡って引き下げられて記録されているのはおかしいので訂正してほしい。加えて、平成 6 年 1 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されているので、申立期間⑤については被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録と申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間のうち平成元年 12 月 26 日から 2 年 3 月 25 日までの期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた当該期間における株式会社Aの給与明細書に係る保険料控除額から 41 万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年10月1日であるが、申立期間①において、同社商業登記簿から厚生年金保険法に定める適用事業所要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は申立人の申立期間①のうち平成元年12月26日から2年3月25日までの期間において、適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成2年3月26日から同年10月1日までの期間については、雇用保険被保険者記録より勤務していたことは推認できるものの、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録では、標準報酬月額が平成3年2月及び同年3月については41万円、4年4月から同年7月までについては47万円となっているところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除され、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成3年2月及び同年3月については47万円、4年4月から同年7月までについては50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④について、オンライン記録によると、当初申立人の標準報酬月額は平成4年8月及び同年9月までは47万円、同年10月から5年12月までは50万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所でなくなった6年1月26日より後の7年8月30日付けで、4年8月1日まで遡って標準報酬月額が8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、同社商業登記簿によると、申立人は、昭和62年1月\*日付けで株式会社Aの取締役就任後、平成8年1月\*日に同社がB株式会社に合併し解散となるまで株式会社Aの取締役として登記されていることが確認できるが、申立人はC職という役職であったとともに、取締役として重任の登記がされていた事実は知らないとしており、当時の同僚も「申立人はC職であり、経営に関与は無かった。」と供述していることから、申立人には社会保険手続の決定権限は無かったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年8月から同年9月までについては47万円、同年10月から5年12月までについては50万円に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間④のうち、平成4年8月、同年9月及び5年3月については、申立人が所持する給与明細書により、上記訂正後の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること



となる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成4年8月及び同年9月については50万円、5年3月については53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間⑤について、申立人が提出した平成6年1月の給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、平成6年1月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成6年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無いが、同社商業登記簿から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主は当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

A所と同所の系列事業所に昭和61年4月から現在まで継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、平成6年3月31日に同所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日に系列事業所のB所で取得となっており、被保険者期間が1か月空白となっている。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A所から提出された申立人の職員名簿及び雇用保険被保険者記録等より、申立人が申立期間においてA所に継続して勤務し（平成6年4月1日に同所から系列事業所のB所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における平成6年2月に係るオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A所から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同所は、申立人の資格喪失日について「平成6年3月31日」と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、同所は届出の誤

りを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体B所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和49年3月26日から同年4月1日まで

C株式会社には、昭和45年3月31日まで勤務したはずなのに、同年3月分の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A団体には、昭和45年11月に就職し、平成4年までの期間、途中で退職などしていないにもかかわらず、同団体のB所からD所に転勤した昭和49年3月の厚生年金保険の記録が抜けているので、調査の上、両申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚証言等により、申立人は、申立期間においてA団体に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同団体B所から同団体D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体B所に係る事業所別被保険者名簿の昭和49年2月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、「申立期間に係る保険料の控除及び納付については不明。」と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、「C株式会社では、昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人は、C株式会社のあったE区の事業所で昭和 44 年 6 月 1 日に資格取得し、45 年 3 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、C株式会社は昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に他界していることから、同社の関連会社であるF株式会社に照会したところ、「C株式会社の営業は引き継いだが、別法人であり、当時の人事資料は無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の喪失日に関する事務処理について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち連絡先が判明した 2 人は、申立人がC株式会社を退職する前に資格喪失していることが確認でき、1人は氏名が確認できないことから申立人の退職日について確認することができなかつた上、申立人が勤務していた当時、同社に勤務していた同僚 18 人に照会文書を送付したところ、9人から回答があつたが、申立人を記憶する同僚はいなかつたことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や同社の社会保険事務の状況等について確認することができなかつた。

加えて、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成3年 11 月 1 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成3年9月を 32 万円、同年 10 月を 38 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等  
氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :
- 2 申立内容の要旨  
申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から同年9月30日まで  
② 平成3年9月30日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が当初 32 万円だったところ、20 万円に減額されていたので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。  
また、申立期間②について、平成3年9月30日に、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、同年 11 月 1 日に国民年金に加入するまで継続して勤務しており、被保険者期間が2か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年9月30日）の後の同年12月7日付けで、同年3月1日に遡って標準報酬月額を 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成3年9月30日付けで同社に係る被保険者資格を喪失している複数の同僚についても、同年12月7日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間①当時、B職であったとしており、同社の商業登記簿で役員ではなかったことが確認できることから、当該遡及訂正処理に関与する立場になかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の記録により認められる。

一方、申立人と同様に同僚全員の記録が株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年9月30日）より後の同年12月7日付けで、資格喪失日が遡って同年9月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿により、同社は平成3年9月30日以降も法人事業所であることが確認できることを踏まえると、申立期間②において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である平成3年11月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年9月を32万円、同年10月を38万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所B支社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和44年6月30日にA所（現在は、C株式会社）B支社で資格喪失し、同年7月1日に同所のD支社で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主から提出のあった勤務証明書から、申立人は、申立期間にA所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に同所B支社から同所D支社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所B支社における昭和44年5月の事業所別被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは



考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年11月1日まで

昭和38年3月からA株式会社に勤務し、同年4月1日付けで、同期入社と同僚とともに正社員となり、厚生年金保険料を給与から控除されていた。年金事務所の記録では、同年11月1日に資格を取得したことになっており、記録が間違っているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた社員住所録における入社日の記録（昭和38年3月19日）及び雇用保険の資格取得日の記録（昭和38年4月1日）から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

そして、事業所別被保険者名簿によれば、昭和38年4月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚が23人確認できるところ、複数の同僚は、当該23人と申立人は同期入社である旨供述していること、そのうち雇用保険の記録が確認できた8人については、その全員が厚生年金保険の資格取得日と同日に雇用保険の資格を取得していること、さらに、複数の同僚は、同期入社の際は皆同じ待遇で採用されており、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無い旨の供述をしている上、当時、総務経理を担当していた同僚も、「会社は、同期入社全員を

入社後すぐに厚生年金保険に加入させ、保険料控除していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 11 月 1 日の年金事務所の記録及び申立人と年齢の近い同期入社と同僚の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料等が無いことから不明としているが、B 組合が保管していた被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和 38 年 11 月 1 日となっており、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所（現在は、B所）本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、その主張する標準報酬月額（4万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月1日から同年10月1日まで  
② 昭和45年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和38年4月1日から平成13年3月末日までA所に継続して勤務した。

申立期間①については、A所C部から同所本社に転勤した時で、会社が社会保険の届出に対して、手続上のミスをして1か月の欠落期間になったと思う。申立期間①を厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

申立期間②については、同所D本部からE支社に転勤した時の標準報酬月額が4万8,000円から2万4,000円に半減されている記録になっているが、職種変更等もしておらず、給与ダウンは一切なかったので、不可解で納得できるものではない。申立期間②の標準報酬月額の記録を訂

正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、事業主から提出された申立人の職務経歴書、雇用保険被保険者記録及びF組合からの回答書から判断すると、申立人はA所に継続して勤務し（同所C部から同所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主から提出された申立人の職務経歴書では、異動日は昭和41年9月3日と記載されているが、申立人は同年9月1日に同所本部への転勤辞令を受け、3日後に本社に異動したと供述していること、及び申立人は当該会社における38年間の勤務において、同社の各事業所間の異動は13回あるが、全ては各月1日が資格取得日となっていることから、同所本社に係る資格取得日は昭和41年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月1日のオンラインの資格取得記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は手続を誤ったとしていることから、事業主は申立人の資格取得日を昭和41年10月1日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した昭和45年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間②において、標準報酬月額（4万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時、A所E支社に転勤してきた元同僚の標準報酬月額の記録を調査したところ、全ての元同僚はE支社と前事業所の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額（4万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出払を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していると認めることは困難であることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から24年6月30日まで  
② 昭和26年9月1日から37年1月21日まで

平成20年4月にねんきん特別便が送られてきて、A株式会社とB株式会社については脱退手当金を受け取っているということを知らされた。このときは納得がいかなかったものの、仕方がないかと思いそのままにしておいた。今回日本年金機構から、はがきが送られてきてやはり、あの記録はおかしかったのではないかと思い申立てをすることにした。脱退手当金を請求した事実はない。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以外の勤務事業所であるC株式会社、株式会社D（現在は、株式会社E）及びF株式会社については、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は未請求となっている被保険者期間のうち、F株式会社については、申立期間②のB株式会社の前身企業であることを明確に記憶している上、両社には1日の空白も無く勤めていることを認識していることから、同社について脱退手当金の請求を失念することは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険手帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、申立期間と同一の厚生年金保険手帳記号番号であるF株式会社について記載が無い。

加えて、旧台帳において申立期間②のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日についても、同事業所に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿に記載されている昭和 26 年 9 月 1 日ではなく、27 年 8 月 1 日と異なって記載されていることが確認できるとともに、37 年 8 月 3 日に支給されたとされている脱退手当金についてはオンライン記録上支給されている金額に 26 年 9 月から 27 年 7 月までの 11 か月分が計算の基礎とされていないことが当委員会の調査により判明した。

これらの理由については不明であるが、申立人に係る旧台帳において、申立人の記録が適正に管理されていなかったことがうかがわれ、この記録に基づいて申立人に脱退手当金を支給したものとすることは適当ではない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人に、申立期間に係る脱退手当金を受給していたと認めることは困難であることから、申立期間について申立人に脱退手当金を支給したとする記録を取り消す必要がある。



## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年3月11日、資格喪失日は同年5月7日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年10月20日、資格喪失日は44年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和42年10月から44年5月までは3万円、同年6月及び同年7月は3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月11日から同年10月1日まで  
② 昭和42年10月20日から44年8月1日まで

私は、A株式会社と株式会社Bに、記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>だが、申立期間に勤務した。しかし、年金事務所の説明は、「記録が消されていたり、資格取得日より喪失日が前になっている。」とのことで、厚生年金保険の記録を直してもらえなかった。勤務していたことは確かであり、保険料も控除されていたはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は姪と一緒にA株式会社に入社し、姪は2か月ほどで退職をしたと供述しているところ、申立人の姪の同社に

係る厚生年金保険被保険者記録について、申立人の供述どおり、資格取得日は申立人と同日の昭和 42 年 3 月 11 日であり、資格喪失日は約 2 か月後の同年 5 月 7 日と記録されており、「私が辞めた後も申立人は勤務していた。」と供述していることから、申立人は少なくとも同年 5 月 7 日までは、同社に勤務していたと推認できる。

また、A 株式会社の事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 42 年 3 月 11 日となっているところ、資格喪失日は資格取得日以前の同年 2 月 21 日となっており、資格喪失届の受付年月日は同年 7 月 14 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における被保険者名簿にある資格喪失年月日の記載に誤りがあると推認されることから、事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は姪の資格喪失日と同日の同年 5 月 7 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、2 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 42 年 5 月 7 日から同年 10 月 1 日までの期間は、A 株式会社は現存しておらず、また、同僚からの証言も無いため、勤務実態を確認することができず、その間における申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 42 年 5 月 7 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、株式会社 B に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和 42 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月に定時決定が行われているところ、当該決定は、同年 8 月 1 日現在の被保険者を対象としていること、及び同僚照会で回答した 4 人の同僚は、「申立人は C 製品の D 作業をしていた。」と供述し、そのうち昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 1 日に被保険者期間のある同僚二人は、「申立人とは一緒に働いた。ほぼ同じ時期に勤務をしていた。」と供述していることから、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、前述の被保険者名簿によると、前述のとおり資格取得日の記載はあるものの、資格喪失日の記載は無い上、備考欄に「52 年 5 月 26 日

取得取消」「喪失」と記され、横線が引かれ、記録が遡って取り消されているのが確認できる。

なお、申立期間②について、日本年金機構E事務センターは、「当時の届出書等は保存期間を経過したため廃棄している」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年10月20日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立期間②に係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は44年8月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿の記録から、昭和42年10月から44年5月までは3万円、同年6月及び同年7月は3万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C所における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないとして認められる。

申立期間③について、申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和44年11月18日と認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険の資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月31日から同年8月1日まで  
② 昭和38年6月22日から同年7月1日まで  
③ 昭和44年11月6日から同年11月18日まで

昭和36年11月1日にA株式会社に入社してから、平成8年9月21日に退職するまで、事業所間の転勤はあったものの、継続して勤務しており、途中では退職していないが、同社での厚生年金保険の記録は申立期間①、②及び③の3か所が抜けている。当時の総務部役職者に聞いたところ、保険担当者のルーズな書類処理のため、一時期、転勤ごとに1か月の空白期間が生じる結果となったとのことである。資料として、15年勤続表彰状を提出するので、申立期間の資格喪失日の記録を訂正して

ほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された昭和52年6月21日付け15年勤続表彰状、申立人の雇用保険被保険者記録、及び申立人に係る社員名簿によると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の本社の総務担当責任者が事業所間の転勤について、「異動辞令が出たら、異動日の1週間くらい前に転勤元事業所で転勤休暇を取得し、転勤先での住居を探し異動していた。緊急の場合は、半端な日もあったが、21日又は1日のどちらか区切りの良い日で異動しており、ほとんどは1日付けで新しい職場に異動している。」と供述しているとともに、B株式会社から提出された申立期間①の同社本社に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、備考欄に転勤の記載があり、資格喪失日は、当初昭和37年8月1日と記載されていたものが同年7月31日に訂正され、事業主の訂正印を押して提出していることから、同年8月1日と認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和37年7月31日の本社における資格喪失時の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、本社に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人の資格喪失日を誤って訂正して社会保険事務所（当時）に届出しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された昭和52年6月21日付け15年勤続表彰状、申立人の雇用保険被保険者記録、及び申立人に係る社員名簿によると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社C所から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間①と同様、当時の本社の総務担当責任者が事業所間の転勤について、「異動辞令が出たら、異動日の1週間位前に転勤元事業所で転勤休暇を取得し、転勤先での住居を探し異動

していた。緊急の場合は、半端な日もあったが、21日又は1日のどちらか区切りの良い日で異動しており、ほとんどは1日付けで新しい職場に異動している。」と供述しているとともに、申立期間②の同社本社に係る健康保険被保険者資格取得確認通知書により、本社は、申立人が38年7月1日に資格取得した旨の届出の提出を行っていることから、同年7月1日と認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和38年6月22日のC所における資格喪失時の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が申立期間②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、前述の申立人に係る15年勤続表彰状、雇用保険被保険者記録、及び社員名簿により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し、昭和44年10月21日付け異動発令により同社本社から同社D所に異動していることが確認できる。

また、当時の本社の総務担当責任者が、「当時、本社では転勤休暇を取得したときに、社会保険から喪失させており、地方の事業所では、出勤してきた日を取得日として届出をしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③に係る異動に伴う厚生年金保険の資格喪失日は、昭和44年11月18日であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成9年5月から同年9月までは19万円に、同年10月から10年10月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年5月1日から10年11月11日まで  
有限会社Aに勤務していた際の標準報酬月額の記録が、もらっていた報酬月額と比較して低額となっているため、正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立てに係る有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、平成10年10月5日付けで申立人を含む5人の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成9年5月1日）に遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額も9年5月から同年9月までは19万円から9万8,000円に訂正された上、当初、認定された同年10月1日及び10年10月1日の定時決定の記録を取り消し、9年10月から10年10月までは20万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の滞納処分票により、当該事業所は申立期間当時に保険料の滞納があったことが確認できる上、複数の同僚は、「社会保険事務については社長が直接行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年5月から同年9月までは19万円に、同年10月から10年10月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、申立人は、平成5年10月1日から6年6月1日までの期間については24万円、同年6月1日から同年11月16日までの期間については28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月1日から6年11月16日まで

昭和62年10月16日から平成6年11月15日まで株式会社Aに販売を担当する課長として勤務したが、ねんきん特別便で届いた標準報酬月額の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円に引き下げられているが、実際の金額とは大きな差がある。本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から5年2月までは30万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、3年12月に遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも68人の従業員が同様に同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元取締役は、「当時、業績の悪化が続き、会社は銀行の管理下にある状態で、社会保険料や国税等は、状況を説明の上、分割



払いであった。」と供述していることから、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、複数の元従業員が申立人は販売を担当していたと供述しており、同社の商業登記簿謄本に申立人の氏名は無いことから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた標準報酬月額の上及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年11月16日までの期間については、申立人が提出した普通預金取引明細表によると、申立人は、株式会社Aからおおむね24万円から27万円の給与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正され、平成5年10月の定時決定以降において、当該減額訂正後の標準報酬月額と同額の標準報酬月額が記録されている同僚二人から提出された同年10月分から6年10月分までの給与明細書によると、報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

このうち、平成5年10月の定時決定により標準報酬月額が13万4,000円と記録され、かつ、年齢が近い上、申立人同様管理職であった同僚の給与明細書から、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、4年5月から6年5月までの期間は28万円、同年6月から同年10月までの期間は32万円、また、当該同僚の報酬月額に見合う標準報酬月額は32万円となることが確認できる。なお、当該同僚の給与明細書から、申立人の給与振込額に相当する金額はおおむね26万円から29万円となることが確認できる。また、申立期間前の期間について当該同僚と申立人とのオンライン記録における標準報酬月額を比較すると、当該同僚が申立人をおおむね4万円ほど上回っていることが確認できる。

これらの事実を踏まえると、申立人の平成5年10月から6年5月までの期間に係る標準報酬月額は24万円、同年6月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、上記同僚の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所に対して行ったか否かは、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、A団体における標準賞与額に係る記録を平成20年6月30日は10万円、同年12月10日は37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月30日  
② 平成20年12月10日

日本年金機構から送付された厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況をみたところ、A団体の平成20年6月及び同年12月に支給された賞与についての記録が無いことが分かった。厚生年金保険料が控除されている賞与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA団体に係る平成20年6月30日及び同年12月10日の賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与明細書で確認できる保険料控除額から、平成20年6月30日は10万円、同年12月10日は37万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見あたらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かは、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和30年7月11日、資格喪失日は同年8月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月頃から同年8月頃まで  
② 昭和30年8月頃から31年11月1日まで  
③ 昭和33年2月頃から34年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に自分の年金記録を問い合わせたところ、夜間高等学校の紹介で勤務した株式会社Aの記録が無い。また、C株式会社とD所の被保険者期間がいずれも3か月となっているが、この2社も夜間高等学校に通いながら現在の記録よりも少なくともそれぞれに約1年前から勤務していた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の株式会社Aの勤務内容及び退職理由について、申立人は「B高等学校の紹介で入社したが、作業で使用する液体で手がかぶれたのですぐ辞めた。」と申述しているところ、申立人が通学していたとするE県立F高等学校は、「当時の就職あっせん制度の存否は不明。」としながらも、「昭和33年度卒業生台帳により申立人と同姓同名の氏名が確認できる。」と回答しており、申立人の申述内容は具体的かつ信憑性<sup>びょう</sup>が高いと認められることから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

また、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和30年7月11日、資格喪失日は同年8月5日）が確認できるところ、申立人は、「自分の生年月日の一部を相違して使用することがあった。」と供述している上、上述の申述内容等から、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年7月11日に被保険者資格を取得し、同年8月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合となっている申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和30年7月は、5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②のC株式会社は、昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在を把握できないため、申立期間に勤務していた複数の同僚に照会したところ、同社において給与計算、社会保険事務を担当していた同僚（当時は夜間大学生）は、申立人を記憶しておらず、ほかの同僚二人も、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、その時期は分からないと供述している。

また、前述の同僚（夜間大学生）は、「自分は昭和28年5月頃に入社したが、厚生年金保険の加入は同年8月からとなっているので、試用期間があった。」と供述していることから、申立期間当時のC株式会社では入社後のしばらくの期間について、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと考えられる。

なお、上記の同僚が提供したC株式会社の同僚との集合写真について、その撮影日を在職中に撮影したと記憶しているところ、提供者及び申立人が挙げた被写体の同僚氏名から、それら同僚の同社における被保険者期間を基にすると昭和29年11月から31年8月末までの間に撮影されたものと推測できるものの、ほかの資料等による撮影日を特定することができなかった。

さらに、C株式会社に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）共に、申立人は、昭和31年11月1日に資格取得していることが確認でき、同被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無い上、オンライン記録に一致して

おり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③のD所は、昭和51年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員は既に亡くなっていることから、申立期間に勤務していた複数の同僚に照会したところ、二人から回答を得たが、申立人を記憶していないと供述している。

また、D所に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿共に、申立人は、昭和34年2月1日に資格取得していることが確認でき、同被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無い上、オンライン記録に一致しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年9月まで  
結婚を契機に、昭和48年1月頃、A市役所で、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫の国民年金保険料と併せて、自分の国民年金保険料を納付したので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃、A市役所で、その夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の戸籍の附票によれば、申立人がA市に住所を定めたのは、47年10月27日であるが、申立人が提出した国民年金手帳では、52年1月8日付けで住所がA市に変更された記録になっていることから、申立人は、同年1月8日に同市役所で国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人が昭和52年1月8日に国民年金の加入手続を行ったとすると、申立期間のうち47年12月から49年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間のうち同年10月から51年9月までの期間については、遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所及び納付金額等に関する記憶が明確でなく、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 埼玉国民年金 事案 4507（事案 1116 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が、実家があるA地B市で納税組合を通じて納付していた。昭和49年9月にC区に引っ越すまでは納付していたはずである。保険料納付に必要なお金は、私が20歳になった時から、D区E地近くの郵便局で1回あたり4,000円くらいを数か月ごとに現金書留で送っていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人はその母が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は昭和49年9月にF地C区に住民票を移動していることから、実家のあるA地B市でその母親が保険料を納付することができず、その母親は既に他界しているため納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料が見当たらないとして、申立期間を含む45年4月から52年3月までの期間については、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金保険料の納付状況等を改めて調査したが、その母親が納付していたことを示す新たな事情は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年4月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から48年4月まで

私は、昭和46年10月に結婚した後、夫の勤務の関係でA地B市に転居し翌年3月にはC市に転居している。夫から国民年金と付加年金への加入を勧められたので、どちらかの市で国民年金に加入し、付加年金にも加入したと思う。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に結婚した後、その夫の勤務の関係でA地B市に転居し翌年3月にはC市に転居したとしており、その夫から国民年金及び付加年金への加入を勧められたので、どちらかの市で国民年金に加入し、付加年金にも加入したと思うと申し立てているが、申立人は国民年金及び付加年金の加入手続並びに保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録及びC市国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年5月14日から国民年金に任意加入しており、オンライン記録では、申立期間は未加入期間となっていることから、申立人は、制度上申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、国民年金付加年金制度は、昭和45年10月に国民年金所得比例制度として開始されたが、制度開始当初は一定の所得があることが確認できる者が対象であったことから、D職の夫の被扶養者であった申立人はこの制度の対象外であったと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納

付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年10月まで  
20歳になった平成6年頃、母が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、母が毎月保険料を銀行等で納付していた。その後、母は、知人から、「学生は納めなくてもよい。」と聞かされたことから、しばらくの間保険料を納付しないでいたところ、B市役所から保険料の督促の通知が来たのでまとめて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年頃、その母が申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い毎月保険料を銀行等で納付していたとしており、その母は、知人から、「学生は納めなくてもよい。」と聞かされたことから、しばらくの間保険料を納付しないでいたところ、B市役所から保険料の督促の通知が来たのでまとめて銀行で納付したと申し立てているが、その母は、納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が明確でないことから納付状況等が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は平成8年11月から9年3月までの期間の国民年金保険料を10年12月28日にまとめて過年度納付していることから、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えられる上、当該過年度納付した分と申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から15年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月から15年10月まで

私は、平成14年に会社を退職した時に、会社の担当者から国民年金保険料を納めるようにとの指導があり、将来のためにと思い、苦勞して郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年に会社を退職した時に、会社の担当者から国民年金の保険料を納めるようにとの指導があり、郵便局で納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が進められており、同年以降は記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月から15年5月まで

私は、平成13年6月に厚生年金保険の資格を喪失した後、A市役所で国民年金に再加入し、保険料を納めたので、申立期間が未加入期間及び無資格期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年6月に厚生年金保険の資格を喪失した後、A市役所の年金窓口で国民年金に再加入し、申立期間の保険料を納めたとしているが、申立期間のうち、申立人が65歳に到達する14年\*月以降の期間は国民年金に加入することのできない期間であり、また、13年\*月から14年\*月までは国民年金に任意加入することが可能な期間であるが、国民年金の加入手続及び保険料納付についての申立人の記憶が曖昧であることから、これらの状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理は、昭和59年以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月まで  
私が 20 歳になった昭和 57 年に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、その後も保険料納付をしてくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きや保険料納付をしてくれていたとしているが、その母からはそれらの状況について具体的な証言は得られず、申立人も関与していないことから、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 61 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、57 年 2 月から 58 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、59 年 1 月から 61 年 3 月までは遡って納付することができる期間であるが、申立人は、まとめて納付したり、遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、ねんきん特別便で平成14年度が国民年金保険料学生納付特例になっていないことを知った。私が平成14年5月か同年6月頃A市役所で学生納付特例の申請手続きを行った記憶がある。申立期間が学生納付特例になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、学生納付特例申請は毎年手続を行うことは理解していたので、平成13年度に引き続き14年度も同年の5月か6月頃に学生納付特例申請を行ったとしている。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、平成13年5月3日に同年4月から14年3月までの学生納付特例を申請して承認されている記録が確認できるものの、申立期間の平成14年度の学生納付特例についての記録は見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例の承認を受けたこと及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から同年10月までの期間及び9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から同年10月まで  
② 平成9年1月

申立期間①及び②について、私は、平成10年8月\*日に婚姻届をA区役所に提出した際に、同区役所の年金課で国民年金保険料の未納分を調べ、未納の保険料の納付書をその場で発行してもらい、同区役所内にあるB銀行（現在は、C銀行）で金額は覚えていないが保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成10年8月\*日に婚姻届をA区役所に提出した際に、同区役所の年金課で国民年金保険料の未納分を調べ、未納の保険料の納付書をその場で発行してもらい、同区役所内にあるB銀行で金額は覚えていないが保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)の欄には、平成8年6月6日に国民年金の被保険者でなくなった以降9年12月18日に再度資格を取得したことが記載されており、また、オンライン記録によれば、13年5月16日に厚生年金保険の加入記録が見つかったことにより、申立期間①及び②の国民年金の得喪記録がオンラインに追加されたことが確認でき、このことからすれば、当該記録が追加される前においては、申立期間①及び②は未加入期間であったと推認され、当該申立期間①及び②の国民年金保険料は制度上納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、納付金額は覚えていないが申立期間①及び②の保険料を、遡って納付したと主張しているが、オンラインの納付記録によれば、申立人が婚姻届を提出した平成 10 年 8 月に同年 4 月から同年 9 月までの保険料 7 万 9,800 円を一括で納付していることが確認できることから、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を平成 10 年 8 月に納付したとしているが、申立期間①及び②に係る国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間①、②、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 21 日から 53 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで  
③ 昭和 54 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 54 年 9 月 1 日から 60 年 7 月 31 日まで  
⑤ 昭和 61 年 3 月 4 日から平成 19 年 10 月 1 日まで

申立期間①は、株式会社Aに勤務していたが、通勤定期代が給与と別に支給され、標準報酬月額に通勤定期代が含まれていないと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②は、株式会社Bに勤務していたが、通勤定期代が給与と別に支給され、標準報酬月額に通勤定期代及び歩合給が含まれていないと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間③は、昭和 54 年 8 月 1 日にC株式会社に入社し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の資格取得日を訂正してほしい。

申立期間④は、C株式会社の厚生年金保険に係る標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低く、給与と別に支給されていた通勤定期代が含まれていないと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間⑤は、D株式会社の厚生年金保険に係る標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低く、給与と別に支給されていた通勤定期代が含まれていないと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は「標準報酬月額に通勤定期代が含まれていないと思う。」と主張しているが、商業登記簿によれば、株式会社Aは既に解散しており、同社の元代表取締役は、申立期間①当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料について「所在は不明である。」としており、当該資料の提出が受けられない上、同僚からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について、供述を得られない。

また、E会提出の記録によれば、申立期間①に係る申立人のF基金の標準報酬月額は、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同原票に記載された標準報酬月額が遡及訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は「標準報酬月額に通勤定期代及び歩合給が含まれていないと思う。」と主張しているが、商業登記簿によれば、株式会社Bは既に解散し、同社の元事業主は既に他界しており、同僚からも、申立期間②における申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について供述を得られない上、株式会社Gでは、申立期間②当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立人の標準報酬月額に通勤定期代及び歩合給が含まれていたか不明としている。

また、株式会社Bに係る事業所別被保険者名簿に記載された申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、金額が遡及訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④について、申立人提出の昭和 56 年分の給与支払報告書における社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額の 12 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

また、申立人は「標準報酬月額に通勤定期代が含まれていないと思う。」と主張しているが、商業登記簿によれば、C株式会社は既に解散し、同社の元事業主は既に他界しており、同社の元取締役は、申立期間④当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無いとしている上、同僚からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について、供述を得られない。

さらに、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立期間④に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、金額が遡及訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は「標準報酬月額に通勤定期代が含まれていないと思う。」と主張しているところ、D株式会社提出の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間⑤における標準報酬月額は全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑤の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定

し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人提出の申立期間⑤に係る給与明細書（昭和 61 年 3 月、同年 4 月及び平成 7 年 11 月分の給与明細書は提出なし）及びD株式会社提出の 9 年 1 月から 19 年 10 月までの期間に係る賃金台帳によると、給与支給額に対応する標準報酬月額又は実際に控除されている厚生年金保険料に対応する標準報酬月額のいずれか低い金額が、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の申立期間⑤において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③について、申立人の雇用保険被保険者記録によれば、C株式会社に係る資格取得日は昭和 54 年 9 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、商業登記簿によれば、C株式会社は既に解散し、同社の元事業主は既に他界しており、同社の元取締役は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、オンライン記録と一致しており、申立期間③について、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 15 日まで  
株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額が著しく下がっている  
ので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 10 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、8 年 4 月から同年 6 月までは 47 万円から 9 万 8,000 円、同年 7 月から 10 年 3 月までは 56 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る閉鎖事項全部証明書では、申立人は申立期間当時取締役であり、申立人は、「事業主が入院した平成 10 年 3 月末から株式会社Aの破産手続が開始され破産管財人が選任される同年 6 月まで、代表者印を預かり同社の運営を任されていた。」としている。

また、株式会社Aの事業主は、「平成 10 年 3 月末に申立人を呼び、代表者印を申立人に渡して株式会社Aの運営を任せた。」としており、複数の同僚は、「事業主が入院した平成 10 年 3 月末から株式会社Aが閉鎖されるまで、事業主は出社しておらず、この間は、申立人が代表者印を預かり同社の運営に当たっていた。」と供述しているところ、申立てに係る平成 10 年 4 月 15 日付けの標準報酬月額の減額訂正に関して、社会保険事務所（当時）が、同社の権限を有していた申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはで

きない。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額が減額訂正が行われた当時、会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月から 6 年 6 月まで  
A 有限会社に勤務した申立期間の標準報酬月額を平成 5 年 1 月に遡って引き下げられた。訂正前の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時、申立人が代表取締役就いていた有限会社は、平成 6 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人の 5 年 1 月から 6 年 6 月までの標準報酬月額については、適用事業所でなくなった後の同年 9 月 20 日付けで、30 万円から 8 万円に遡って減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）に出向き、申立てに係る関係書類に押印したと供述していることから、申立人は、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正の処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正の処理に関与していながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 39 年 10 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで有限会社Aに勤務した。同社の従業員就労証明証を所持しているため、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、勤務期間中は、給与は 15 万円以上であった。ねんきん定期便の標準報酬月額は低すぎるため申立期間②の標準報酬月額を見直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人が提出した有限会社Aが発行（平成 23 年 3 月 16 日付け）した従業員就労証明証によれば、申立人の入社日は昭和 39 年 10 月 1 日で、退職日は 45 年 5 月 31 日であることが確認できる。

また、有限会社Aの事業主の妻で経理担当の取締役は、「申立人は申立期間中勤務し、申立てどおりに資格を取得、喪失しており、申立人からは保険料を控除し社会保険事務所（当時）に納付していたように思うが、会社は廃業しており 40 年以上前の関係資料は保存していない。」と回答している。

しかしながら、有限会社Aの顧問社会保険労務士から提出のあった申立人の健康保険厚生年金保険被保険者に係る記録及び標準報酬決定通知

書によると、申立人の資格取得日は昭和40年7月1日、喪失日は45年5月31日であり備考欄に「5/30退職」と記載されていることが確認できる上、申立人のこれら資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録とも一致している。

また、申立期間①及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「勤務期間中は給与は15万円以上であった。ねんきん定期便の標準報酬月額は低すぎるので標準報酬月額を見直してほしい。」としている。

しかしながら、オンライン記録では申立人の申立期間②のうち、昭和42年10月から43年9月まで及び44年3月から同年10月までの期間は最高等級（23等級）の6万円であることが確認できる。

また、事業主の妻で経理担当の取締役は、「申立人の給与は一般人に比べて高かったが、当時の給与水準からして15万円まで高くはなかったと思う。しかし、関係資料が無いので正確な額は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

さらに、当該事業所の顧問社会保険労務士から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、昭和40年7月の標準報酬月額は3万3,000円、それ以降についても健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、41年5月は4万2,000円、同年10月は4万5,000円、42年10月は6万円、43年10月は5万2,000円、44年3月は6万円、同年10月は6万円及び同年11月の改定では8万6,000円（厚生年金保険の上限額10万円）に、それぞれ改定されていることが確認でき、申立期間②における同事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 17 日から同年 10 月 5 日まで  
申立期間に、A株式会社B工場（オンライン記録では、A株式会社C部）のD課に勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するA株式会社B工場の所在地に現存する同社E部が発行した申立人の申立期間に係る在籍証明書から、申立人の申立期間における勤務が確認できる。

しかしながら、A株式会社（本社）によると、申立人の申立てどおりの厚生年金保険に係る届出を行っていたか否かは不明としている上、申立人の勤務形態について、申立人に係る「解雇申請書」（上記在籍証明書の基になっている資料）において、資格が「臨時」となっていることから、「申立人は臨時雇用と思われる。」と回答している。

また、A株式会社C部において、申立期間の前及び申立期間中に厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚は、厚生年金保険の資格取得日と入社日は一致しておらず、厚生年金保険に加入していない試用期間（臨時雇用の場合は6か月）があったと供述している。

さらに、当該C部における申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、整理番号は連番となっており、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立期間及び試用期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 30 日から 43 年 1 月 1 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 49 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで  
(B 株式会社)  
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで  
(B 株式会社)  
④ 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで  
(C 株式会社)  
⑤ 平成 17 年 12 月 2 日  
(C 株式会社)

申立期間①について、昭和 42 年 12 月の末日は、年末年始の休業日になっており、30 日までの勤務であっても 31 日まで勤務したとみなされるべきで、A 株式会社における自分の資格喪失日は 43 年 1 月 1 日になると認識していた。申立期間①（昭和 42 年 12 月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び③における標準報酬月額が、自分が保管している B 株式会社の給与明細書（各年の 5 月分のみ保管）及び家計簿から計算した各申立期間に係る 5 月、6 月及び 7 月の平均報酬と一致していない。

さらに、申立期間④における標準報酬月額が 15 万円になっているが、



C株式会社に勤務していたときの雇用保険の高年齢雇用継続給付支給決定通知書における賃金支払額（平成 17 年 7～9 月）から計算すると標準報酬月額は 20 万円になるはずである。

加えて、申立期間⑤における平成 17 年 12 月の標準賞与額は、C株式会社の雇用条件からすると 15 万円ではなく 30 万円になるはずである。

申立期間②から④までの標準報酬月額と申立期間⑤の標準賞与額を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A株式会社の元取締役によると、「厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日付けで処理しており、退職日の翌日が休日・祝日であっても、その日を資格喪失日として届出をしていた。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主によると、昭和 45 年に会社が火災に遭い、事務処理関係書類が無いとしている上、申立人の当該事業所に係る雇用保険も確認できないため、当該事業所の申立期間①における申立人の勤務実態や退職日等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について参考にする関連資料等を入手できないなど、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が提出した各申立期間に係る家計簿及び各申立期間に係る 5 月分給与明細書によると、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に対応した保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成 16 年 1 月 5 日に B 株式会社と合併した D 株式会社から提出された申立人に係る厚生年金基金の加入員記録における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の各申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致して

いる。

- 3 申立期間④については、平成 20 年 4 月 1 日に C 株式会社と合併した E 株式会社から提出された申立人の申立期間④に係る給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に対応した保険料が控除されていることが確認できる。

また、F 組合から提出された申立人に係る資格の得喪届によると、標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間④に係るオンライン記録には、標準報酬月額の遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から④までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤については、前述の E 株式会社によると、申立期間に係る賞与の支給算定期間及び賞与額は、平成 17 年 4 月から同年 9 月までの期間で、30 万円となっているが、申立人は同年 7 月の入社なので、在籍期間である 3 か月間の按分で、15 万円の支給となっているとしている上、当該事業所から提出された申立期間に係る賞与の届出内容一覧表によると、賞与額はオンライン記録と一致している。

また、F 組合から提出された申立期間に係る賞与等保険料徴収明細書によると、届出されている標準賞与額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間⑤に係るオンライン記録には、標準賞与額の遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

加えて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤についてその主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から同年10月1日まで  
日本年金機構の記録では、A株式会社B支社の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和29年10月1日からとなっていた。同社から早期出社の通知があり、同年3月のC大学の卒業式を待たず、2月1日から入社し、Dに乗船したので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社B支社に勤務していたと申し立てているところ、文書回答のあった10人のうち1人の同僚は、「申立人をよく覚えており、期間の特定はできないものの申立期間に当該事業所に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していた後継事業所である株式会社EのF部は、人事カードと職員名簿を提出し、「昭和29年10月1日（厚生年金保険の資格取得日と一致）から準社員の記載がある。申立期間については、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を納付したかは不明。」と回答するとともに、昭和29年職員名簿には、申立人の氏名の記載は無いと回答している。

また、当時の同僚10人のうち、8人は申立人のことは不明としており、このうち2人は、申立期間当時は、「国家試験を取得するまでは、あくまで臨時、仮採用ではないか。身分制度は、大学卒業は準社員、高校卒業は雇員で、3年経過で準社員になる。」と供述している上、ほかの1人も、「昭和20、30年代は、陸上勤務者、海上勤務者も含め、臨時雇用者等に

については、厚生年金保険、船員保険の資格取得、資格喪失等の手続が曖昧であったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人がA株式会社B支社に勤務したとしている期間については、雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人は船員手帳を所持しておらず、申立てに係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案6347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月10日から同年9月10日まで  
② 昭和30年10月20日から31年12月25日まで  
③ 昭和32年1月10日から同年1月30日まで  
④ 昭和32年2月5日から33年1月20日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。各申立期間は各事業所に勤務し社会保険に加入していたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「A社（B地C市）に勤務し、D現場でEを作るF員として働いた。」としているため、厚生年金保険の適用事業所であるA社G所（B地C市）で申立期間に資格取得した複数の者に照会したところ、申立人と同様に「D現場でEを作るF員として働いた。」とする回答はあったが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、商業登記簿上、A社G所の登記は無く、本社の株式会社Hは昭和54年12月\*日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、厚生年金保険の適用事業所であるA社G所（B地C市）とH（B地I郡J町）の、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に資格取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番は無い。

2 申立期間②について、申立人は「K株式会社（B地L市）に勤務し、「M」と呼ばれる地名のN現場でF員として働いた。5歳から6歳年上

のO氏、同じ歳くらいのP氏が同僚にいた。P氏の叔父は本社事務所に勤務していた。」と記憶しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に資格取得した者に照会したところ、複数の者から申立人と同様に「自分は「M」でF員として働いた。」とする回答があり、P氏からは「叔父（平成 22 年に死亡）が同事業所の本社に勤務していたので就職した。」とする回答はあったものの、「申立人を記憶している。」との回答は得られなかった上、P氏の厚生年金保険被保険者期間は昭和 31 年に3か月ほど確認できたが、O氏の同被保険者記録は見当たらない。

また、K株式会社（現在は、Q株式会社）は当時の関連書類を保管しておらず当時の担当者も既に他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、申立人はR株式会社（L市）に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録には同社の厚生年金保険適用事業所記録は無く、商業登記でも登記された記録は見当たらないことなどから、申立人の申立内容について、確認することができない。

4 申立期間④について、申立人が「S員として勤務した。」と供述しているT株式会社U現場（B地V郡W町）は当時T株式会社X所として厚生年金保険の適用があり、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に資格取得した者に照会したところ、申立人を記憶している者はいなかった。

また、近隣のT株式会社Y現場もT株式会社Z所として適用があったが、両適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、同僚照会により当時T株式会社の下請けとして入っていた事業所として「株式会社a」、「株式会社b」、「c株式会社」、T株式会社の子会社であった「d株式会社」が判明し、これら全ての事業所は当時適用事業所ではあったが、各々の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

5 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について、事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 12 月頃まで  
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 4 月頃まで

中学校を卒業後、昭和 29 年 4 月から A 町の B 株式会社（現在は、株式会社 C）に入社し、同年 12 月頃まで勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 32 年 11 月から 5 年間くらい D 機関 E 局の F 所等に勤務していたが、32 年 11 月に入局後、同 E 局が共済年金の制度に切り替わるまでの 5 か月くらいは厚生年金保険の被保険者であったはずなのに、厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 株式会社の当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無い。

また、オンライン記録から、申立期間①当時に同事業所に勤務していることが確認できる同僚 8 人に照会したところ、5 人から回答があり、うち 4 人が入社日を記憶しており、この 4 人は、いずれも入社後、又は同事業所が厚生年金保険の適用事業所になってから 4 か月から 1 年後に厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できることから、同事業所では、従業員が入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資



格を取得させる取扱いであったと考えられる。

さらに、同事業所の事業主は、「当時の従業員に関する資料は保管していないため、申立人の申立期間①における勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、D機関E局に昭和32年11月1日に採用されてから、5か月くらい厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、同E局の証言から、当該期間について同E局に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、昭和30年2月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが適用事業所名簿から確認できることから、申立期間②については適用事業所ではない期間となる。

また、D機関E局は、「申立人は、当時の人事記録により、昭和32年11月1日に採用し、37年4月25日に退職していることが確認できるが、当E局は申立人の採用前の30年2月11日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日付けで、G規定が施行され、独自の年金制度に移行している。また、申立人は退職時に申立期間②を含め、同年金制度の適用を受けて、退職一時金を受給していることが退職一時金支給簿から確認できる。」と回答している。

- 3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 15 日まで  
(A所)  
② 昭和 39 年 6 月 19 日から 43 年 10 月 1 日まで  
(有限会社B)

私が有限会社B及びその前身のA所に勤務していた際の給料は、年金事務所の標準報酬月額の記録よりも大幅に高かった。

申立期間の一部の期間については、給与額を書いたメモ帳と給料支払明細書が見つかったので、調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②のうち昭和 38 年 4 月から 40 年 12 月までの期間、41 年 2 月、41 年 11 月、42 年 7 月及び同年 8 月、42 年 11 月、及び 43 年 3 月から同年 9 月までの期間について、申立人は当該期間の一部の期間の給料手取り額を記録したメモ帳を提出しているが、保険料控除額は記録されておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、事業所別被保険者名簿の記録においても、申立人の当該期間の標準報酬月額について、遡って訂正が行われた形跡は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与からオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除しており、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②のうち昭和41年1月、同年3月から同年10月までの期間、同年12月から42年6月までの期間、同年9月、同年10月及び同年12月から43年2月までの期間についても標準報酬月額に係る記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
  
- 3 申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書によると、申立人の申立てどおり、支給額合計欄にはオンライン記録の標準報酬月額よりも高い金額が記載されているものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで

昨年、ねんきん定期便が届き、私の年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた時の標準報酬月額が支給されていた月額給与より低いと感じたので、年金事務所に調査を依頼したら、今年6月に、申立期間前の期間に係る標準報酬月額が増額訂正されてきた。しかし、なぜか申立期間の標準報酬月額は訂正されなかった。株式会社Aを退職する時の給与は約12万円だったと思うが、オンライン記録では7万6,000円の標準報酬月額となっている。オンラインの標準報酬月額は月額給与より全体的に低いと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を適正額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正された形跡も認められない。

また、オンライン記録により、申立人が同期入社したと名前を挙げた女子事務員の標準報酬月額を調査したところ、標準報酬月額の推移は申立人とおおむね同額で推移しており、申立人が被保険者資格を喪失した昭和48年11月における標準報酬月額は申立人と同額の7万6,000円となっていることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る被保険者記録のある女子事務員15人(前述の

女子事務員を除く)の標準報酬月額を調査したところ、昭和48年11月において、7万6,000円を超える標準報酬月額の者は確認できなかった。

加えて、申立人は申立期間当時の給与明細書を保管しておらず、事業主及びB組合は、申立期間当時の賃金台帳、標準報酬月額等の関連資料を廃棄しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 1 日から 60 年 6 月 20 日まで  
② 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 12 月 20 日まで  
③ 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 3 月 20 日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社A、株式会社B及び株式会社Cに勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、D地E区F町にあった株式会社Aに勤務していたと申し立てているが、D地E区に申立人の供述に合致する厚生年金保険の適用事業所は確認できないほか、商業登記簿謄本においても申立人の供述に合致する事業所は確認できない。

また、E区G町に「株式会社H」という名称の適用事業所が確認できたが、オンライン記録及び同社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、当該期間に雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間①における勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、I地内にあった株式会社Bに在籍し、J株式会社に派遣社員として勤務していたと申し立てているところ、申立期間②の一部を含む平成9年11月17日から10年10月10日までの期間において、事業所の名称は申立人の供述と異なるものの、雇用保

険の加入記録が確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録で確認できる株式会社Kのほか、同社の前身である株式会社L、株式会社M及び株式会社Nに係るオンライン記録を確認したが、いずれの事業所においても申立人の記録は確認できない。

また、上記のほかに申立人の供述に合致する厚生年金保険の適用事業所は確認できないほか、商業登記簿謄本においても申立人の供述に合致する事業所は確認できない。

さらに、申立人は株式会社BからJ株式会社に派遣されていたと供述していることから、同社に照会をしたが、同社は、「株式会社Bという会社との契約書は無く、同社と取引があったかは不明。」と回答しているほか、同社に係るオンライン記録を確認しても、申立人の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主や同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間②における勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録により、申立期間③のうち、平成11年10月18日から12年3月20日までの期間において、申立人が株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Cは、平成3年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、7年7月31日に適用事業所ではなくなり、20年7月22日に再び適用事業所となっていることから、申立期間③において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録及び商業登記簿謄本で確認できる所在地に株式会社Cは無く、事業主からは回答を得ることができないため、申立人の申立期間③における勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年頃から24年7月1日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A所の資格取得が昭和24年7月1日となっている。実際は22年頃に入社している。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B地にあったA所に昭和22年頃から勤務したとしている。

しかしながら、A所は既に解散しており、当時の事業主関係者に照会することができず、当委員会事務室で確認できた同僚に申立人の申立期間当時の状況について問い合わせを行ったところ、申立人が申立期間当時に勤務していたか否かについては不明であるとしている上、当時の事業所における社会保険の状況についても確認できなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 5 月 1 日から 32 年 3 月まで

株式会社AのB工場には、定時制高校に通いながら約4年間勤務したように記憶しているが、国の記録によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は5か月しか記録されていない。

当該記録には納得がいかないのので、第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②について、株式会社Aに勤務していたと申し立てているが、同社は、「申立期間当時の事業主及び担当者は他界している上、B工場は既に閉鎖しているため、申立人に係る人事記録等の資料も保存しておらず、申立人の勤務実態、保険料控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人の記憶する同僚は既に他界していることがオンライン記録により確認できることに加え、住所の判明した同僚3人に照会するも回答は得られなかったことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態等について確認することができない。

さらに、C機関D部E課から提出のあった申立人に係る履歴表により、申立人の職歴欄には「30. 6～31. 6 F所、31. 7～33. 6（自）G職」と記されていることが確認できることを踏まえると、申立人は、昭和30年6月から31年6月まではF所に勤務し、31年7月から33年6月まではG職に従事していたことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金

保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出票により、申立人に係る株式会社AのB工場における番号払出年月日は、昭和29年2月4日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月頃から20年8月15日まで  
② 昭和44年4月1日から48年1月4日まで

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社は昭和25年5月に解散しており、現在の事業主であるB株式会社は、「A株式会社は、同社の前身の企業ではあるが、戦時中の在籍並びに年金等の届出状況について確認できる資料が無い。」と回答している上、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の同僚の氏名等については知らないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

また、A株式会社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿原本においては、申立人の氏名は確認できず、また、念のため申立期間当時同社C所近隣に存在した同社D所の同名簿原本についても調査したが、申立人の氏名は確認できなかった。

2 申立期間②については、E株式会社（現在は、株式会社F）において、同種の業務に従事していたとする同僚は、「申立人は昭和43年2月に一旦E株式会社を退職したが、約1年後には同社からの要望により復職

し、私と一緒に仕事をしていた。」と供述している上、申立人の妻から提出のあった定年退職一時金支給率表により、申立人が申立期間②当時に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Fは、「申立人についての資料は保存していないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページに記載のある申立人の妻及び同僚二人並びに前述の同僚についても、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

なお、前述の事業主は、基本的には全員、社会保険、雇用保険には加入させているが、短時間労働者の場合は加入させないことがあると回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日は昭和 48 年 1 月 4 日であることが確認できる上、健康保険証番号が欠落した形跡も無い。

- 3 このほか、申立人の妻は、給与明細書等関連資料は無いとしており、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年4月30日まで

A株式会社にて平成7年2月1日から8年4月29日まで勤務していたが、最近になって実家に「A株式会社の厚生年金保険の届出が、正しくなかったらしい。」と元同僚から連絡があった。

給与支給明細書等は保存していないが、毎晩深夜まで残業しており、給与の多い会社だったことは間違いないので、届出が正しくなかったのなら、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社において、申立人が申立期間当時、同じ職種であったと申述している複数の元同僚に同僚照会したところ、「給与支給明細書等は保存していない。申立期間当時に支給されていた給与額や保険料の控除額は覚えていない。当時の厚生年金保険の記録に間違いは無いと思う。」と供述している上、事業主からの回答が得られないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の記録によると、雇用保険の資格取得時月額賃金は16万2,000円とされており、厚生年金保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額（16万円）に見合う額と認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、申立期間のうち平成7年2月から同年9月までは16万円、同年10月から8年3月までは17万円であることが確認でき、遡及訂正等の形跡は見当たらない。

加えて、前述の複数の元同僚の標準報酬月額は、オンライン記録により、

申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 6370 (事案 754 及び 4477 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から 60 年 7 月 11 日まで

平成 22 年 10 月 27 日付けで年金記録確認埼玉地方第三者委員会から、21 年 3 月 13 日付けであっせんされた期間の後の申立期間について、あっせんできない旨の通知をいただいたが、雇用保険の離職票は公共職業安定所の職員が賃金台帳を確認してはじめて発行されるものであり、この期間だけ厚生年金保険の被保険者として認めてもらえないことに、自分はどうしても納得がいかない。

当該期間について、新たな資料は何も無いが、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により A 所に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人が当該期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てにおいては、申立人が新たに提出した申立事業所から健康保険証を送付したとする手紙などにより、先の雇用保険の記録と併せ、申立人の申立期間の勤務は推認されるものの、i) 申立人が再検証を求めた 3 枚の給与明細書のうち、昭和 60 年のものであるとす

る給与明細書に記載されている源泉徴収税額が、申立期間当時の税額とは異なっていることから、当該期間に申立人が厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが確認できないこと、ii) 申立人とともに 60 年 7 月頃まで A 所に勤務していたとする元同僚全員についても、申立期間における同社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、を理由に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 27 日付けで、再度、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、当該期間について再々申立てをしているが、委員会の当初の決定及び再度の決定を変更すべき新たな事情は認められないとともに、申立人からその後提出された申立期間内に使用されていたとする白紙の給与計算用紙についても、雇用保険料の項目が昭和 49 年の雇用保険法改正以前に使用されていた失業保険を意味する「失保」の項目となっている上、当該用紙と申立人が申立期間、厚生年金保険料を控除されていたこととの関連は見いだせない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から29年4月1日まで  
② 昭和29年4月1日から31年9月1日まで

平成21年6月頃、主人にA所（現在は、B所）での厚生年金保険の記録があったと通知され、自分の記録もあるはずだと思い年金事務所へ行き調べたところ、脱退手当金の支給記録があると告げられ、初めて脱退手当金の支給を知った。また、A所には、昭和28年8月から勤務したが、同年8月から29年3月までの記録も無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和28年3月に高校を卒業しA所への就職は決まったが、同所承諾のもと、C地にあるD学校でEの知識を習得し、同年8月から同所に勤務したとしているところ、申立人の同僚二人は、厚生年金保険の資格取得日より前から同所に勤務していたとしており、そのうちの昭和29年4月1日に資格取得している同僚は、「それまでF業務を担当していた者が病気になり、28年3月のF業務が間に合わないので急ぎよ就職した。遅くとも28年1月には勤務していた。」と具体的な供述をしていることから、同所では試用期間があったことがうかがえる。

また、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人は、29年4月1日に厚

生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に申立人の名前が見当たらないほか、健康保険証番号に欠番は無い。

さらに、A所は合併により現存しておらず、当時の総務担当者は死亡しており、申立人の申立ての事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後の昭和31年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、自営業に従事することとなった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。